

会 則

第 1 条 . 名 称

本会の名称は JAPAN AWARD HUNTERS GROUP (略称 JAG) と称する。

第 2 条 . 事 務 所

本会の事務所は会長所在地に置く。

第 3 条 . 目 的

本会はアワードハントを通じ、国の内外におけるアマチュア無線の健全なる発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて内外の無線科学ならびに文化の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 . 事 業

本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 賞状の発行
- (3) 国内外における賞状、証書に関する調査、研究、紹介
- (4) 競技会の主催、参加等
- (5) 目的達成に対して功績のあった者に対する表彰
- (6) 会員によるミーティングの開催
- (7) アワードに関する情報の交換
- (8) ランキング
- (9) その他、目的達成に必要な事業

第 5 条 . 会 員

本会の会員は次の3種類とする。

- (1) 正 会 員：次条の入会条件に合致し、入会審査委員会で入会を認められた者。
- (2) 名誉会員：本会の活動に有益であると認められた者で、会員の推薦により役員会が承認した個人。
- (3) 家族会員：正会員と同一家族で入会条件に合致し入会を認められた者。

第 6 条 . 入 会 条 件

- (1) J A R L 会員であること。
- (2) アワードハントに興味を有し、積極的にハントしようとする意志のあること。
- (3) 本会が認定したアワードを、次のことを満たすように30枚以上所持していること。
本会発行のアワード2枚以上
J A R L 発行(地方本部・支部は除く)のアワードを1枚
1つのクラブ又は個人からは1枚とする。

第 7 条 . 脱 会、除 名

本会は次の者は脱会したものとみなす。

- (1) 会費を期限内に納入しない者。
 - (2) (削除)
- 本会は次の者を除名することができる。
- (1) 本会の目的達成のための運営を著しく阻害する者。
 - (2) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた者。

第 8 条 . 会 費

- (1) 会員は次の入会金及び会費を納入しなければならない。
 - (イ) 入会金 2,000円
 - (ロ) 会 費(年額) 2,000円
 - (ハ) 年度途中で入会する者は全額を納入すること。
 - (ニ) 名誉会員は会費を免除する。
 - (ホ) 継続会員は前年の12月31日までに納入すること。
 - (ヘ) 再入会者は、入会金及び当該年度の会費を納入すること。
- (2) 同一家族で会報の重複サービスを必要としない家族会員は、2人目からの会費を半額とする。
- (3) 既納の会費等の返還には特別の場合を除き応じない。
- (4) 必要に応じ、役員会の決定に基づき、臨時会費を徴収することができる。

第 9 条 . 会 員 の 権 利

- (1) 本会主催の事業への参加
- (2) 会報のサービス

第 10 条 . 役 員

- (1) 本会に次の役員を置く。
 - (イ) 会 長 1名 (ロ) 幹 事 若干名
 - (ハ) 副会長 2名 (ニ) 監 査 2名
- (2) 役員の任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。

第11条 役員業務

- (1) 会長：会長は本会を代表し、その業務を管理統括する。
- (2) 副会長：副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠員した時はその業務を代行する。
- (3) 幹事：幹事は会長、副会長を補佐し、会の業務を分担執行する。
 - (イ) 庶務：庶務は文書往來を取扱い、会の活動の記録を行う。
 - (ロ) 会計：会計は会長の承認により金銭の出納、会費の徴収を行う。
 - (ハ) 編集：編集は会報の発行等会員に対する広報活動を行う。
 - (ニ) 賞典：賞典は賞状発行、表彰等に関する業務を行う。
 - (ホ) 地域：地域内（エリア）会員の親睦に関する補佐業務を行う。
- (4) 監査：監査は本会の会計及び業務について監査を行う。
- (5) 各役員は前項に定める職務内容の他、会の運営に必要と思われる事項を立案しその業務を分担運営する。

第12条 総会

- (1) 総会は毎年1回開催する。
- (2) 総会開催日は会長が議題を添えて事前に会員に通知する。
- (3) 総会は会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (4) 総会に直接出席できない会員は委任状を提出する。
- (5) 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。

第13条 役員会

- (1) 役員会は会長が招集し、本会の業務の執行に必要な事項を決める。
- (2) 役員会は書類回覧をもって行うことも出来る。
- (3) 会長は会の運営に必要と認めた場合は、役員会の承認を得て、小委員会を設置することが出来る。

第14条 入会審査委員会

- (1) 入会者の審査を行うため、入会審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員は会長が指名する。
- (3) 任期は2年とする。

第15条 役員選任

本会の役員を選出方法は次による。

- (1) 会長は選挙による。
- (2) 会長を除く役員は、(1)項により選任された会長の指名による。
- (3) (1)項により選出された会長は、その年の末日までに副会長等役員構成を定め発表しなければならない。

第16条 選挙

- (1) 前条(1)項に定める選挙は、役員任期満了年の初めに選挙管理委員会を設置し選挙日程を定めて会報に告知して立候補者を募る。
- (2) 会長に立候補しようとする者は、会員10名以上の推薦を得た上で、選挙管理委員会に文書をもって届け出る。
- (3) 投票は、記名式で立候補者のうち1名にのみ投票し、最高得票者を次期会長とする。但し、同一得票者がた場合は協議により決定する。
- (4) 選挙権は名誉会員を除き、選挙の年の9月1日現在の全会員が有する。
- (5) 選挙管理委員会は委員長と委員2名により構成し、選挙に関する一切の業務を行なう。委員長は会長の指名により、委員は委員長の指名により決定する。なお委員長及び委員は被選挙権がない。
- (6) 会長が任期中に辞任した場合、残りの任期が1年未満である場合を除き、原則として補充選挙を行う。
- (7) (1)項の規定による立候補者が1名の場合は無投票当選とし選挙は行なわない。また、立候補者がいない場合は推薦委員会を設置、候補者を決定し信任投票を行う。

第17条 会計年度

会計年度は1月1日～同年12月31日までとする。

第18条 附則

- (1) 本会則の改廃は役員会の審議を経て、総会の場において決定する。
- (2) 外国人の入会については、本会則の入会条件に準じ別途定める。
- (3) 第6条、入会条件(3)項における認定したアワードは、細則で認定基準を別に定める。
- (4) 本会則は1977年8月21日より施行する。

1978年 8月21日改正 第6条会員条件(3)項、20枚を30枚に改正
1991年 1月27日改正 第8条(ロ)会費年額1,000円を2,000円に改正
1992年 1月23日改正 第12条、第15条を追加、第16項を改正
1996年 8月4日改正 第6条、第8条を改正
1998年 7月26日改正 第11条第3項に(ホ)を追加
2003年 7月20日改正 第5条第1項、第3項の会員を入会に改正
第6条の会員条件を入会条件に改正、第7条前段第2項を削除
第18条第2項、第3項の会員を入会に改正
2004年 7月18日改正 第8条第1項(イ)を改正